

## 実務対応報告公開草案第 53 号

### 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

#### 1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）  
（平成 29 年 12 月 6 日公表）

#### 2. コメント募集期間

平成 29 年 12 月 6 日～平成 30 年 2 月 6 日

#### 3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）（平成 30 年  
3 月 14 日公表）

#### 4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	株式会社ビットアルゴ取引所東京
CL2	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL3	有限責任 あずさ監査法人
CL4	日本公認会計士協会
CL5	新日本有限責任監査法人
CL6	有限責任監査法人トーマツ
CL7	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所
CL8	株式会社三菱東京 UFJ 銀行

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）
CL9	保木 健次
CL10	星野 光城

## 5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。  
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。  
また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

(団体等)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>(質問1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理</b>		
<b>(全体を支持するコメント)</b>		
1) 提案内容に同意する。	本公開草案の提案に同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>(本実務対応報告の適用範囲に関するコメント)</b>		
2) 発行会社が発行した仮想通貨と法定通貨との交換を保証する場合の当該仮想通貨は、本実務対応報告の範囲から除外すべきである。	<p>本公開草案は発行業者の会計処理を定めるものではないと理解しているが、仮想通貨交換業者は発行会社を兼ねることが有りうる。</p> <p>上記を前提に、昨今の新聞報道等によると、仮想通貨の発行時に負債計上する会計処理がある模様だが、例えば仮想通貨の発行時に、将来に渡り法定通貨と交換することを保証することから、受入対価と同額の負債を計上し、かつ期末において計上し続ける場合、本公開草案第14項に従うと、自己の発行する仮想通貨を預かった際、同一の取引相手に対し仮想通貨の価値を越える負債を計上することとなるため、合理的でないと考える。</p> <p>上記問題点を解消するため、以下のような改訂を検討頂きたい。</p> <p><b>【改訂案】</b></p> <p>本公開草案第3項に下線を追加。</p> <p>本実務対応報告は、資金決済法に規定するすべての仮想通貨を対象とする。</p> <p><u>ただし、発行会社（交換業者を兼ねる場合を含む）が将来に渡り発行した仮想通貨と法定通貨を交換することを保証しているため、発行に係る負債を計上し続ける場合の、発行</u></p>	<p>本公開草案における会計処理等の検討に際しては、自己以外の者により発行されている仮想通貨の会計処理についてのみ議論が行われており、自己の発行した仮想通貨の取引の実態とそこから生じる論点が網羅的に把握されていない状況にある。</p> <p>したがって、自己の発行した仮想通貨については、本実務対応報告の範囲から除外することとした。</p> <p>自己の発行した仮想通貨の会計処理については、今後、市場関係者からの要望の状況を踏まえ、別途の対応を図ることの可否を判断することになると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	会社における当該発行した仮想通貨の会計処理は除く。	
<b>(期末における仮想通貨の評価に関する会計処理に関するコメント)</b>		
<p>3) 仮想通貨が決済手段として使用される場合も踏まえ、活発な市場が存在する仮想通貨に係る会計処理の根拠をより明確にすべきである。</p>	<p>本公開草案の仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に基本的には同意する。ただし、活発な市場が存在する仮想通貨に係る会計処理の根拠をより明確にして頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>仮想通貨利用者において、仮想通貨を決済手段として利用するケースでは、必ずしも利益を得ることを目的として保有しないことが考えられる。このため、このケースでも、活発な市場が存在する場合、利益を得ることを目的として保有するものと同様に、時価評価したうえで評価差額を損益で処理することが適切とするのであれば、その旨、その理由及び評価損益の性質などを結論の背景に追加して記載していただきたい。</p>	<p>仮想通貨を決済手段として利用するために保有するケースにおいても、決済手段として利用する外国通貨と同様に、取得してから決済までの仮想通貨の相場変動に伴って決済手段としての仮想通貨の価値が変動することから、期末日における決済手段としての仮想通貨の価値を適切に反映するために、期末日において時価評価することが適切であると考えられる。</p> <p>この点、本公開草案第35項（本実務対応報告第36項）では、「活発な市場が存在する仮想通貨は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、仮想通貨交換業者が業務の一環として仮想通貨販売所を営むために仮想通貨を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定される」と記載しており、仮想通貨を決済手段として利用するケースも想定した上で、「活発な市場が存在する仮想通貨は、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>いずれも仮想通貨の時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられる。」と記載しており、記載の見直しは行わないこととした。</p>
<p>4) 「処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）」の取扱いを明確にすべきである。</p>	<p>本公開草案第6項に記載の「処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）」の定義について、「時価」との関係を含めて明確にすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>用語の定義（本公開草案第4項）において、「時価」「市場価額」については明確にされているものの、「処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）」については記載がなく、概念が不明確である。「処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）」は棚卸資産の評価に関する会計基準から取られたものと思われるが、「時価」との関係が不明確であり、測定における「処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）」の位置付けを体系的に整理する必要があると考えられる。</p>	<p>本公開草案第42項（本実務対応報告第43項）に記載のとおり、「活発な市場が存在しない仮想通貨は、市場価格がなく、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定されることから、棚卸資産において、期末評価時の時価の見積りが困難な場合の定めとして、時価を基礎とした正味売却価額に代えて期末日における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）を用いる取扱いが認められていることを踏まえ、活発な市場が存在しない仮想通貨についても処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）を用いることとしている。</p> <p>企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、処分見込等の棚卸</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>資産について、収益性の低下を財務諸表に反映させる方法として処分見込価額を用いるものとしているものの、処分見込価額の定義や具体的な算定方法は示していない。</p> <p>本実務対応報告においても、処分見込価額の定義や具体的な算定方法は示していないが、処分見込価額の見積りは、「例えば、独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額等、資金の回収が確実な金額に基づくことより行うことが考えられる」としている。</p>
	<p>活発な市場が存在しない仮想通貨の帳簿価額を切り下げるに当たって使用される「処分見込価額」として、どのようなものが想定されているのか、ガイダンスを含めるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>活発な市場が存在しない仮想通貨については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、処分見込価額まで帳簿価額を切り下げ、差額を損失として処理することが提案されている（本公開草案第6項及び第42項）。</p> <p>本公開草案第42項では、「処分見込価額」として、具体的には「資金の回収が確実に見込まれる価額」を見積もることとし、「資金の回収が確実に見込まれる価額」を見積もる</p>	<p>本公開草案第42項（本実務対応報告第43項）における「第三者によりその価値を保証されていること等により」との記載は、「第三者が仮想通貨の価値を保証するケースは考え難い」とのコメントを踏まえ、「例えば、独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額等、資金の回収が確実な金額に基づくことが考えられる」に置き換えている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>例として、第三者により価値が保証されているケースを挙げている。しかしながら、第三者が仮想通貨の価値を保証するケースは考え難いことから、「資金の回収が確実に見込まれる価額」の見積りが可能となるケースが極めて限定的であると解釈され、その結果、ゼロ又は備忘価額への切下げが広く実施されることを懸念する。</p> <p>第三者による保証がなくとも、市場での換金が確実に見込まれ、よって「資金の回収が確実に見込まれる価額」の見積りが可能なケースは存在する。活発な市場が存在しない仮想通貨全てについて、ゼロ又は備忘価額を処分見込価額としなければならないと解釈されることを避けるため、「処分見込価額」とは何かを明確にするためのガイダンスを提供すべきである。少なくとも、本公開草案第 42 項における「第三者によりその価値を保証されていること等により」の部分は削除すべきである。</p>	
<p>5) 活発な市場が存在しない仮想通貨が、処分見込価額としてゼロ又は備忘価額で評価されることは必ずしも適切ではないと考えられるため、記述を修正すべきである。</p>	<p>本公開草案第 42 項において、具体的な処分見込価額の算定にあたっては、期末日における処分を前提として、第三者によりその価値を保証されていること等により資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額を処分見込価額とすることになると考えられるとされている。</p> <p>仮想通貨の保有にあたって、第三者がその価値を保証することは通常想定されないことから、上記記載によると、活発な市場が存在しない仮想通貨の期末評価額は多くの場合ゼロ又は備忘価額となると考えられる。しかし、活発な市場が存在しない仮想通貨を購入した場合、取得後直ちに損失を認識することは企業の経営成績や財政状態を必ずしも適切に反映することにはならないと考えられる。</p> <p>このため、本公開草案 第 42 項における上記記載を削除すべきかについて検討を行う必要があると考える。</p>	<p>本公開草案第 42 項（本実務対応報告第 43 項）の「期末日における処分を前提として、第三者によりその価値を保証されていること等により」は例示であり、資金の回収が確実な金額を見積ることができる場合には、当該金額に基づき処分見込価額を見積ることが考えられる。</p> <p>ただし、活発な市場が存在しない仮想通貨について、「第三者がその価値を保証することは通常想定されない」とのコメントを踏まえ、「例えば、独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額等、資金</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		の回収が確実な金額に基づくことが考えられる」に置き換えている。
<b>(活発な市場の判断規準に関するコメント)</b>		
<p>6) 活発な市場が存在するかどうかの判断にあたっては、国際的な会計基準におけるガイダンスが参考になる旨を示すことが有用と考えられる。</p>	<p>本公開草案第8項では、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合、活発な市場が存在するとされている。</p> <p>本公開草案では、活発な市場が存在するか否かによって異なる会計処理を定めているため、「活発な市場」が存在するか否かの判断規準は極めて重要と考えられる。他方、本公開草案では、個々の仮想通貨の実態に応じて「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている」か否かの判断を行うとしているものの、詳細（例えば、「継続的に」とはどの程度を指すかや「価格情報」に売買実績のない気配値も含まれるか否か）について明らかにされていない。</p> <p>本公開草案第46項では、その開発にあたっては、国際的な会計基準を参考にした旨が説明されている。このため、仮想通貨の時価評価の実務を整合的にする観点からは、実務における「活発な市場が存在するか」否かの判断にあたっては、当面、当該定義の開発にあたって参考とした会計基準におけるガイダンス（具体的には、IFRS第13号「公正価値測定」で示されているガイダンス（B37項、B38項）等がこれに該当することが想定される。）を参考にすることが考えられる旨について、結論の背景やコメント対応表等において示すことが有用と考えられる。</p>	<p>市場が活発でないことを示唆する可能性のある事象や留意点を示すことは有用であると考えられるため、左記のコメントを踏まえ、結論の背景（本実務対応報告第47項）において、合理的な範囲内で入手できる価格情報が仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所ごとに著しく異なっていると認められる場合や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合には、通常、市場が活発ではないと判断されるものと考えられる旨を追記している。</p>
<b>(活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格に関するコメント)</b>		
<p>7) 「公正な評価額」の定義に</p>	<p>本公開草案第10項については、仮想通貨交換業者自身が「公正な評価額」であることを証明しなければならない解釈ができると思量する。一方で、基準上は明確には「公正な」</p>	<p>本公開草案第4項(6)（本実務対応報告第4項(6)）に記載した「時価」の定義で</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ついて、具体的な表現または具体的な条件の例示を含めることを検討していただきたい。</p>	<p>を定義しておらず、本公開草案第4項(6)からは、形態上第三者取引であれば容認されると解される。しかし、仮想通貨の取引の場合、流動性が乏しい通貨も多々あり、本規定のレベルで実務の判断に委ねられてしまうのは、少々、厳しいと思量する。</p> <p>そのため、もう少し具体的な表現乃至具体的な条件の例示を「公正な評価額」の定義に含めて頂けるよう検討していただきたい。</p>	<p>は、これまでの我が国の会計基準における時価の考え方と同様に、「『時価』とは公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額」としている。そのため、時価は公正な評価額であり、その取引価額は「形態上第三者取引であれば容認される」ものではなく、実質的に自発的な独立第三者の当事者による取引であることを想定している。</p> <p>また、仮想通貨は種類ごとに保有に伴う価格変動リスクや取引の仕組みなどに内在するリスク等も異なると考えられることから、「公正な評価額」について具体的な表現または具体的な条件の例示は行っていない。</p>
<p><b>(質問2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理</b></p>		
<p><b>(全体を支持するコメント)</b></p>		
<p>8) 本公開草案の提案に同意する。</p>	<p>本公開草案の提案に同意する。</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>(質問3) 表示及び注記事項に関するコメント</b>		
<b>(全体を支持するコメント)</b>		
9) 本公開草案の提案に同意する。	本公開草案の提案に同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>(表示に関するコメント)</b>		
10) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めるべきである。	<p>本公開草案の開示に関する提案に、基本的には同意する。ただし、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案において、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の性質が明確になっていない中でその保有目的にかかわらず、活発な市場が存在するかどうかにより会計処理を決定していることや、仮想通貨を外国通貨、金融資産、棚卸資産及び無形固定資産のいずれにも該当しないと整理していることを踏まえると、実務において判断に迷うことがないように、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めるべきと考える。</p>	<p>本公開草案第21項(本実務対応報告第22項)に記載のとおり、「本実務対応報告は、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている」ものであり、表示に関しては、本公開草案第58項(本実務対応報告第59項)のとおり、「我が国の会計基準においては、売却収入及び売却原価の表示に関しては、売却収入と売却原価とをそれぞれ表示する取扱いと、売却収入から売却原価を差し引いた純額を表示する取扱いがみられる」ことから、優先的に検討すべき必要最小限の項</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>目として損益計算書における仮想通貨の売却取引に係る損益の表示のみを対象としている。</p> <p>左記のコメントでの表示区分に関する論点については、各企業の状況に応じてそれぞれ判断することになると考えられる。</p>
<p>11) 期末の評価損益について、損益計算書における計上区分を検討すべきである。</p>	<p>期末における仮想通貨の評価により、帳簿価額との差額が生じ当期の損益として処理する場合に、仮想通貨交換業者と仮想通貨利用者の別や、仮想通貨の保有目的に応じた損益計算書における計上区分を規定することについて検討してはどうか。</p>	<p>同上</p>
<b>(注記事項に関するコメント)</b>		
<p>12) 将来的に仮想通貨の状況が変化した場合には、本実務対応報告を見直す際に、注記事項は他の会計基準との整合性を踏ま</p>	<p>仮想通貨の残高が総資産に占める割合が重要ではない場合は注記不要という整理になっており（本公開草案第17項）、現時点では実務上の負担は特段発生しないと考える。</p> <p>ただし、将来的に、仮想通貨決済が一般的になり、仮想通貨が現金と同様の位置づけになった場合に本注記の要否を改めて検討する際には、現在、外国通貨の内訳の注記を求めていること等、他の開示との整合性も踏まえていただきたい。</p>	<p>将来的に、会計基準の改正が行われる場合に関するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
えるべきである。		
13) 仮想通貨に対する企業の取組方針、リスク管理体制等について注記を求めるとしてはどうか。	<p>金融商品に関する注記と同様、仮想通貨に対する企業の取組方針、仮想通貨に係るリスク、仮想通貨に係るリスク管理体制について、仮想通貨の貸借対照表価額に重要性が乏しい場合を除き、注記を求めるとしてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>仮想通貨の保有目的や経済的な実質は金融資産とほぼ同様と考えられることや、仮想通貨の貸借対照表価額が重要な場合においては、仮想通貨に対する企業の取組方針等を投資家が理解することが、企業の将来予測として有益であると考えられるため。</p>	<p>本実務対応報告においては、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めることとしているため、仮想通貨に対して左記のコメントに記載の注記を求めるとはしていない。</p> <p>なお、仮想通貨は、仮想通貨利用者により投資目的で保有される場合があり、有価証券などの金融資産に類似した性格を有するが、取引の仕組みなどに内在するリスク等金融資産とは異なる性質も有すると考えられ、本実務対応報告においては、金融資産には該当しないものと整理している。</p>
<b>(質問4) その他</b>		
14) 本実務対応報告において取り扱っていない会計処理についても、追加的に取扱	<p>今回の実務対応報告において追加的に定めるべき会計処理として、以下の3項目について、今回の実務対応報告において取扱いを示すべきである。</p> <p>① 仮想通貨利用者が、物品やサービスの対価を支払うための手段として仮想通貨を使用した場合の会計処理</p> <p>② 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、分裂した仮想通貨を取得した際の取得原価の算定方法</p>	<p>本公開草案第21項（本実務対応報告第22項）に記載のとおり、「本実務対応報告は、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏ま</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>いを規定すべきである。</p>	<p>③ 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、外貨ペアの仮想通貨（例えばビットコイン/ドルのように仮想通貨の価格が外国通貨で表示されるもの）を取得した場合の換算方法</p> <p>（理由）</p> <p>① 資金決済法における仮想通貨の定義からは、物品やサービスを得る対価を支払うために企業が仮想通貨を使用することが想定される。本公開草案において、保有する仮想通貨の期末評価については定めがあるものの、仮想通貨を対価の支払に使用した場合の扱いが含まれていないため、支払手段として使用した際に損益を計上するかどうか等を明確にすべきである。</p> <p>② 今後も、仮想通貨のコミュニティ内における意見の相違から分裂が起こることが想定されるため、分裂時の取得原価の算定方法を定めるべきである。</p> <p>③ 本公開草案においては、外貨ペアの仮想通貨を取得した場合の換算方法について、定めが存在しない。貨幣項目と同様の換算方法とするかどうかを明確に定めるべきである。</p>	<p>え、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている」ものであり、本公開草案に定めのない事項については、「今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの可否を判断することになるものと考えられる」としている。左記の取引については、今後、市場関係者からの要望の状況を踏まえ、別途の対応を図ることの可否を判断することになると考えられる。</p>
<p>15) 仮想通貨の分裂に関する会計処理を、中長期的な課題として認識すべきである。</p>	<p>本公開草案では、資金決済法に規定する仮想通貨の会計処理について広く定めているが、仮想通貨の分裂に関する会計処理については言及がない。</p> <p>仮想通貨の分裂（分岐）の取扱いについては、所得税法上の取扱いが国税庁より示されているが、これに関する会計上の取扱い（例えば、分裂後の仮想通貨の取得価額を分裂時点の市場価格を基礎とすべきかや売却損益算定にあたっての簿価通算/簿価分離の考え方等）は明確でなく、当該会計処理が明確でないことにより、実務での考え方が不整合になることが危惧される。</p> <p>このため、仮想通貨の分裂に関する会計処理について、中長期的な課題として認識する</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>16) ICO に関する会計処理の明確化を中長期的な課題として認識すべきである。</p>	<p>ことが望まれる。</p> <p>最近、所謂イニシャル・コイン・オファリング（ICO）と呼称される手段による資金調達 の件数が増えてきているとの報道がなされている。</p> <p>ICOは多額の資金調達を可能とするスキームであることから、今後、ICOの仕組みが十分 に整理されるとともに関連規制が整備され、その取扱いが明確化された場合には、当該ス キームを利用して資金調達を行う企業の財務諸表の有用性を確保する観点から、発行者/ 販売者側の会計処理を明らかにすることが必要と考える。このため、ICOの発行/販売者の 会計処理の明確化を中長期的な課題として認識することが望まれる。</p> <p>今後の課題として、いわゆるICO（Initial Coin Offering）に関する会計上の取扱いに ついて検討すべきである。</p> <p>（理 由）</p> <p>ICO によるトークン発行が増加しており、発行されたトークンが仮想通貨に該当するケ ースも生じている。本公開草案では、当面の取扱いとして、必要最小限の項目について実 務上の取扱いを定めることに同意するものの、一部の企業において既にICO による資金調 達が行われており、その実施を検討している企業も一定程度ある中、貸方科目の会計処理 について議論になることが懸念される。このため、今後の法的な取扱いや規制等の整備の 動向も踏まえつつ、ICO による資金調達の会計上の取扱いについて検討を行っていくこと が必要であると考えられる。</p>	<p>コメント2) において記載したとおり、 自己の発行した仮想通貨については、取引 の実態とそこから生じる論点が現時点で は網羅的に把握されていない状況にあり、 本実務対応報告は、自己の発行した仮想通 貨の会計処理を取り扱っていない。</p> <p>今後、市場関係者からの要望の状況を踏 まえ、別途の対応を図ることの可否を判断 することになると考えられる。</p>

(個人)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>(質問1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理</b> <b>(質問2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理</b> <b>(質問3) 表示及び注記事項に関するコメント</b>		
<b>(全体として支持しないコメント)</b>		
17) 本公開草案の提案を支持しない。	同意しかねる。理由については、質問4への回答にまとめている。	コメント18) からコメント26) で各論点に関する対応を示している。
<b>(質問4) その他</b>		
18) 会計上の判断に従って法律適用の判断がなされる懸念がある。	本公開草案第24項に関して、例えば、自称他称を問わず仮想通貨と呼ばれてはいるが、経済実体として「ポイント」の会計処理が適用されるべきものについては、資金決済法の対象とならないという理解でよいのか。また、会計上の判断に従って法律適用の判断がなされる性質のものが、仮想通貨となりうるという理解でよいのか。 会計上の判断に従って法律適用の判断がなされる性質のものが、仮想通貨となりうる場合、 A. 資金決済法上の規定をそのまま適用できる仮想通貨 B. 取引が実質的に判断された結果、資金決済法上の規定の対象となる仮想通貨 以上2通りの仮想通貨が存在することとなると考えられる。 Bにおいては、会計上の判断によって仮想通貨と判定される余地が存在し、その場合判断の順序が会計、法律、会計と循環する流れとなるが、その点について問題はないのか。	本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨に該当する仮想通貨の会計処理及び表示を定める会計基準であり、資金決済法に規定する仮想通貨の定義に該当するか否かの判断を示すものではない。 資金決済法に規定する仮想通貨に該当するかどうかについては資金決済法に基づき判断すべきものである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>19) 仮想通貨の売買等について、他の一般的な売買と同一の考え方を適用することが適切かどうかについて再検討する必要がある。</p>	<p>本公開草案第26項の指摘の通り、仮想通貨に対して財産権を認めるか否かについて明らかなでないことから、現在行われている仮想通貨の売買・換金に関する一連の行為について、他の一般的な売買と同一の考え方を適用することが適切かどうかについて再度検討する必要があると思われる。</p>	<p>本実務対応報告では、仮想通貨は法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、仮想通貨取引所などを通じて仮想通貨の売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、会計上の資産として取り扱い得るとしている。</p> <p>そのうえで、仮想通貨の売買取引については、通常、売手は売買の合意が成立した時点で売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されておらず、売買損益は確定していると考えられることから、仮想通貨の売却損益の認識時点を売買の合意が成立した時点とする方法を採用している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>20) 資金決済法上の仮想通貨に該当するかどうかの結論が出揃っていない以上、基準の設定について慎重な対応が必要と考える。</p>	<p>現在の仮想通貨販売所ないし取引所が取り扱っている仮想通貨の諸々が、資金決済法上の仮想通貨ではないという見解が万が一公的に確認された場合、大きな混乱が生じることは想像に難くない。</p> <p>もちろん、現存するメジャーな仮想通貨とされているものが、資金決済法上の仮想通貨である前提で、広く利用されているものと思われるが、具体的かつ詳細な検討の結果に対する結論が出揃っていない以上、基準の設定について慎重な対応が必要と考える。</p>	<p>本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨の定義に該当するか否かの判断を示すものではなく、資金決済法に規定する仮想通貨に該当するかどうかについては資金決済法に基づき判断すべきものである。</p>
<p>21) 仮想通貨が無形固定資産として会計処理されることが適切な場合もありうると思われる。</p>	<p>本公開草案第31項に関して、仮想通貨を無形固定資産として会計処理することも適当ではないと考えられることにつき、同意しかねる。対象となる仮想通貨が、資金決済法通りの性質を有するのであれば、無形固定資産として会計処理することが適当な場合もありうると思われる。</p> <p>国際的な会計基準上で想定されていないとしても、仮想通貨取引が、無形固定資産に区分される資産による経済事象であれば、新たに適切に表示する処理を定めるべきと考える。</p>	<p>国際的な会計基準も含め、一般的にトレーディング目的で保有される無形固定資産という分類は想定されていないことから、仮想通貨を無形固定資産として会計処理することも適当ではないと考えられる。</p>
<p>22) 他の会計基準を適用することが可能</p>	<p>本公開草案第32項に関して、同意しかねる。資金決済法上に該当する仮想通貨で、他の会計基準を適用することが可能なものについては、他の会計基準を適用すべきと考える。</p> <p>本公開草案第24項への指摘のとおり、資金決済法の条文をそのまま適用できる仮想通貨</p>	<p>本実務対応報告では、仮想通貨に直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、仮想通貨に関する会計処理に</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
な場合は、他の会計基準を適用すべきである。	と、取引の実態に即して実質的に判断された結果、資金決済法上の規定の対象となる仮想通貨の2者が混同されている可能性がある」と指摘する。	<p>ついて既存の会計基準を適用せず、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定めている。</p> <p>また、コメント18)に記載のとおり、本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨に該当する仮想通貨の会計処理及び表示を定める会計基準であり、資金決済法の仮想通貨の定義に該当するか否かの判断を示すものではない。</p>
23) 仮想通貨それ自体の性質が資産性を持つのか持たないのかという点から議論を始めるべきである。	<p>本公開草案第37項に関して同意しかねる。</p> <p>本来的には、仮想通貨それ自体の性質が資産性を持つのか持たないのかという点から議論を始め、その性質にあった会計処理を適用させるべきであり、そのような性質を無視して市場価格を適用するというのは拙速な発想ではないかと懸念している。</p>	<p>本実務対応報告では、仮想通貨は法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、仮想通貨取引所などを通じて仮想通貨の売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、会計上の資産として取り扱い得るとしている。</p> <p>その上で、これまでの我が国の会計基準における評価基準に関する考え方を参考に、資産の保有目的や活発な市場の有無の観点から評価基準を検討している。</p>
24) 仮想通貨の売買が通常の売買取引と	本公開草案第44項に関して、同意するが、先に指摘した通り、仮想通貨の売買が、本当に売買行為かどうかの検討が十分でない可能性があることを懸念している。検討の結果、一般に認識されている仮想通貨の売買が、実は法律上または会計上の売買ではないとなっ	コメント19)のとおり、仮想通貨が法律上の権利に該当するかどうかは明らかではない中で、会計上の資産として取り扱い

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
異なる場合には、我が国の会計基準における「市場」とは明確に区分すべき。	た場合、我が国の会計基準における「市場」とは明確に区分すべきと思われる。 市場としての機能の充分性は、規制当局等、企業外部の者から何らかの形で検証された結果から判断されることとなると思われる。	得るとしたうえで、仮想通貨の売買取引について検討を行っている。 なお、本公開草案第44項（本実務対応報告第45項）において、「市場は、「市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれる」とされており（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（注2））、「取引所及び店頭において取引が行われていなくても、随時、売買・換金等を行う取引システム（例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場）が流通性を確保する上で十分に整備されている場合には、そこで成立する取引価格を市場価格とすることができる」とされている（「金融商品会計に関する実務指針」第51項）。 よって、随時に、売買・換金を行うことができる仮想通貨取引所や仮想通貨販売所は、ここでいう市場に含まれ得ると考えられる。」としている。
25) 活発な市	本公開草案第46項に関して、同意しかねる。システムの安定性と、取引量で判断する方	コメント6) 参照

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
場が存在するかどうかについて、十分な数量と頻度以外の要素も考慮すべきである。	針に概ね納得はいくが、取引に対する要件として、十分な数量と頻度のみとすると、多額の資金を有す一部の参加者の間で自動売買を行うだけで成立してしまうこととなる。当該状況を活発な市場とする場合、一部の参加者だけで取引価格が定められてしまうという点で、活発な市場といえないのではないかと考えられる。また、個々の仮想通貨の実態に応じた判断が必要とされていないようにも読み取ることが可能と思われるが、参加者数等、他の要素も本公開草案第8項に含めるべきではないかと思われる。	
26) 売買の合意が成立した時点で、仮想通貨に係る売却損益を確定させるべきではない。	本公開草案第52項に関して、同意しかねる。合意が成立した時点で売却損益が確定する場合は、仮想通貨取引外の契約が生じた結果として、金融資産ないし金融負債が発生したと見るべきといえる。保守的に考えるなら、仮想通貨の移転が不可逆的に確定するまで、売却額を確定させるあるいは収益額を確定させるべきではない。	仮想通貨の売買取引については、通常、売手は売買の合意が成立した時点で売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されておらず、売買損益は確定していると考えられることから、仮想通貨の売却損益の認識時点を売買の合意が成立した時点とする方法を採用している。
27) 仮に今後仮想通貨のベンチマークとして認められる価格情報が開発される場合、当該価格情報を時価として期末評価に	<p>仮に複数の仮想通貨取引所が提示する価格を一定の算式によって加重平均する等して得られる価格情報（基準となる指標）がある場合、当該価格情報は仮想通貨の「時価」をより適切に反映したものになる可能性が高いと考えられる。</p> <p>仮に仮想通貨のベンチマークとして認められる価格情報が今後開発される場合、当該価格情報を時価として期末評価に用いることができるようにするよう検討を進める旨を「結論の背景」において記載することを提案する。</p> <p>なお、検討の結果、本実務対応報告の見直しを行う場合、本公開草案第10項に、「一定のデュー・プロセスを経て作成され、広く認められている基準となる指標がある場合、当該価格情報を時価として期末評価に用いることができる」旨について追記することが考</p>	今後、様々な実務の発展が起こることが想定され、市場関係者の要望に基づき、当実務対応報告の改正の可否を判断することになると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
用いることができるようにすべきである。	えられる。	

以 上